

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和2年10月28日から同年12月25日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和元年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、下記のとおり監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
福祉部	令和2年10月28日から同年11月27日まで
教育委員会事務局	令和2年11月27日から同年12月25日まで

2 監査を実施した監査委員 寺 村 伸 治・柿 並 哲 也・近 藤 司

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和元年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

福 祉 部

1 福祉部の主な事務事業

(1) 地域福祉課

- ア 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に関すること。
- イ 引揚者、遺族援護及び軍人恩給に関すること。
- ウ 民生児童委員に関すること。
- エ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関すること。
- オ 生活安定資金の貸付け及び低所得者生活資金に関すること。
- カ 総合福祉センター及び障がい者福祉センターに関すること。
- キ 心身障害者扶養共済制度に関すること。
- ク 重度心身障がい者医療費の支給に関すること。
- ケ 福祉手当（経過措置分）、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関すること。
- コ 福祉団体に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- サ 社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 生活福祉課

- ア 生活保護法に関すること。
- イ 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
- ウ 生活困窮者自立支援法に関すること。

(3) 介護福祉課

- ア 高齢社会対策に係る企画調整に関すること。
- イ 老人福祉施設に関すること。
- ウ 老人福祉団体に関すること。
- エ 敬老行事に関すること。
- オ 介護保険事業の計画及び推進に関すること。
- カ 介護保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関すること。
- キ 介護保険料の賦課及び収納に関すること。
- ク 介護保険給付に関すること。
- ケ 要介護認定に関すること。
- コ 介護サービス事業者の指導に関すること。
- サ 地域密着型サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定に関すること。

(4) 地域包括支援センター

- ア 支援センターの事業に関すること。
- イ 新居浜市地域包括支援センター運営協議会に関すること。

(5) 子育て支援課

- ア 児童福祉法に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- イ 子育て支援に関する事。
- ウ 母子及び寡婦福祉団体に関する事。
- エ 子供広場及び児童遊園地に関する事（管理に関するものを除く。）。
- オ 子ども医療及びひとり親家庭医療に関する事。
- カ 養育医療に関する事。
- キ 児童手当、児童扶養手当等に関する事。
- ク 母子生活支援施設その他児童福祉施設に関する事。
- ケ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する事。
- コ 父子福祉に関する事。
- サ 婦人保護に関する事。

(6) こども保育課

- ア 子ども・子育て支援新制度に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- イ 保育所に関する事。
- ウ 児童福祉団体に関する事。

(7) 国保課

- ア 国民健康保険事業の計画に関する事。
- イ 国民健康保険資格の得喪及び被保険者証の交付に関する事。
- ウ 国民健康保険料の賦課及び収納に関する事。
- エ 保険給付に関する事。
- オ 高額療養費の貸付けに関する事。
- カ 国民健康保険の保健事業に関する事。
- キ 後期高齢者医療に関する事。

(8) 保健センター

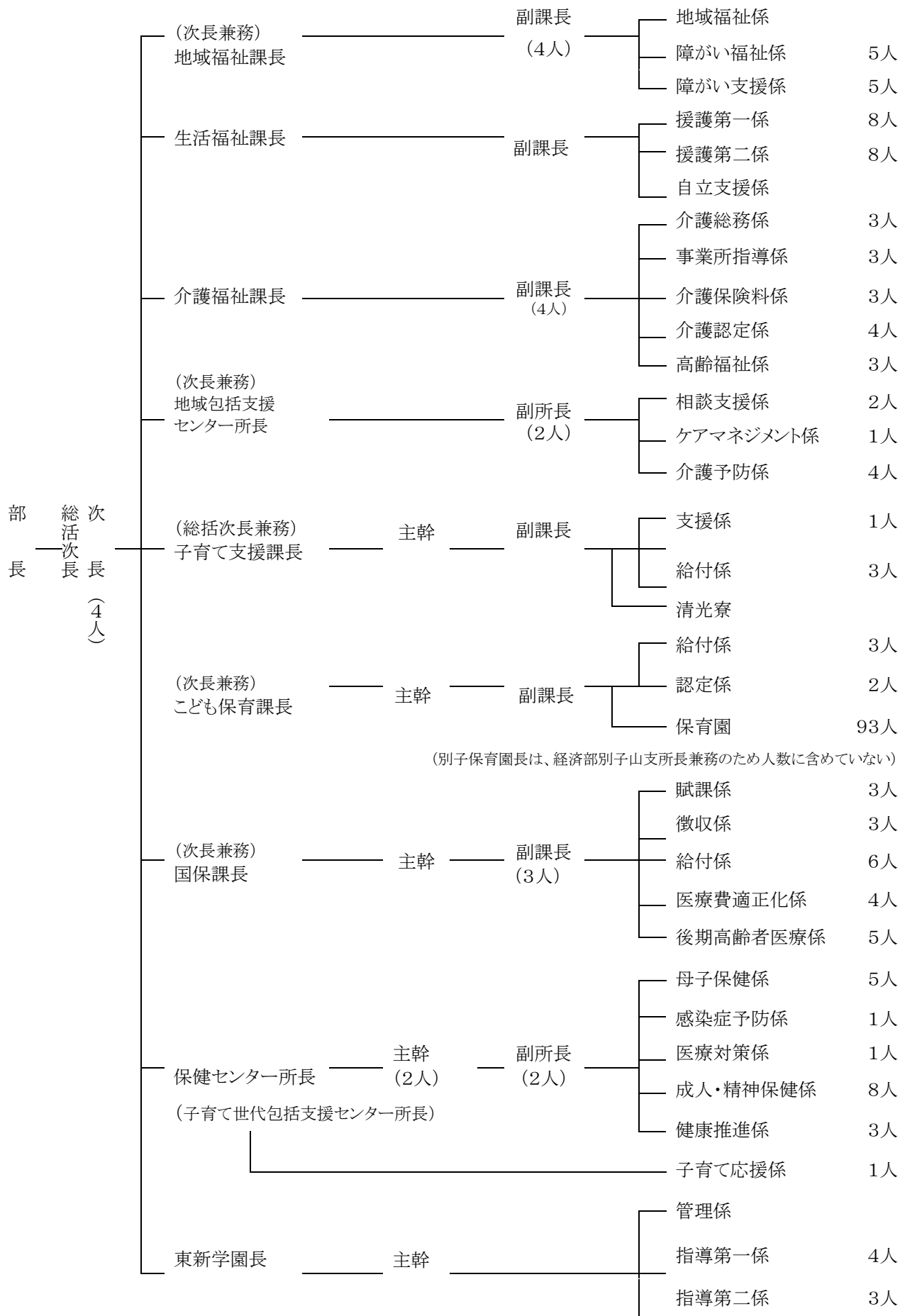
- ア 健康づくり及び保健衛生思想の普及向上に関する事。
- イ 健康づくりに関する自主活動組織の育成指導に関する事。
- ウ 健康診査、健康相談及び保健指導に関する事。
- エ 栄養改善の指導に関する事。
- オ 予防接種に関する事。
- カ 疾病の予防に関する事。
- キ 市民の健康に係る施策の企画調整及び実施に関する事。
- ク 救急医療に関する事。
- ケ 大島診療所及び別子山診療所に関する事。

(9) 東新学園

- ア 施設（敷地を含む。）の維持管理に関する事。
- イ 園内の取締り及び宿直に関する事。
- ウ 児童の養護及び生活指導に関する事。
- エ 児童の職業指導及び自立支援に関する事。

オ 保護者及び関係諸団体との連絡並びに指導に関すること。

2 職員の配置状況 232人（令和2年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和元年度に実施した主な事業

(1) 障害者総合支援法に伴う障害福祉サービス

平成18年4月に施行された「障害者自立支援法」が平成25年4月には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等により障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため「障害者総合支援法」に改正された。

障がいのある人々の個々の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」「地域相談支援」と、市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されるサービスを利用することにより、障がい者の自立や社会参加の促進が図られた。

<事業費>

障がい者自立支援給付費 2,609,317,418円

(介護給付・訓練等給付・相談支援給付、補装具、更生医療等)

障がい者総合支援法管理事務費 5,833,627円

(障害支援区分認定審査事務経費、総合支援法システム経費等)

地域生活支援事業費 48,601,800円

(意思疎通支援、訪問入浴、移動支援、日中短期入所事業等)

地域生活支援推進費 89,748,436円

(相談支援、タイムケア、地域活動支援センター、障がい者社会参加促進事業等)

(2) 敬老地域ふれあい事業

単位自治会及び校区連合自治会又は老人ホーム等の福祉施設が開催する敬老行事に参加した70歳以上の高齢者に交付金を支給することで、高齢者が地域で集える場づくりを支援するとともに、地域住民との交流を活性化させ、高齢者の社会参加促進を図った。

参加者数 自治会 6,050人 施設 342人

交付数 自治会 151自治会(校区連合自治会及び単位自治会) 施設 10施設

<事業費> 9,429,642円

【交付金内訳】自治会 9,090,000円 施設 324,113円

(3) 地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の場となる拠点施設を開設することにより、概ね3歳未満の親子等が気軽に集い、育児相談や情報収集、友達づくり等ができ、保護者が感じる不安感や負担感の軽減、支援が必要な児童等の早期発見、早期対応につながった。

延利用者数 44,478人(延利用児童数23,873人、延利用保護者数20,605人)

相談件数 1,755件

<事業費> 60,654,000円

(4) 愛顔の子育て応援事業

少子化が進む中、愛媛の将来を担う子ども子育てを応援するために、県と連携して市内在住の第2子以降の出生時に5万円分の紙おむつ(約1年分)が購入できる応援券を保護者に交付し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図った。また、県内企業が生産した製品を市内店

舗で購入することで、地域経済の活性化にも努めた。

応援券交付人数 498人 市内登録店舗数 44店舗
登録店舗への助成金 22,430,000円
<事業費> 25,107,136円

(5) 障がい児保育対策事業

保護者の就労等により保育が必要で、保育所で行う集団保育になじむ障がい児童を受け入れることにより、障がい児の成長発達の促進、保護者の就労支援等が図られた。

実施保育園数 23園
対象児童数 136人
加配保育士 53人
<事業費> 142,921,187円

(6) 延長保育対策事業

保護者の就労形態の多様化等に対応し、保育時間を延長することで児童の健全育成、保護者の就労支援が図られた。

開所時間が11時間以上実施園 16園
【内訳】7時～18時30分 3園
7時～19時 13園
<事業費> 15,464,965円

(7) 地域型保育事業

0～2歳児の子どもが、小規模保育、事業者内保育等を利用して細やかな保育を受けられることで、核家族化や共働き世帯といった時代の流れに応じた保護者の要望に対応できた。また、保護者の負担軽減、就労支援を図ることができた。

実施園数 小規模保育 3園 (延利用人数 609人)
事業所内保育 2園 (延利用人数 531人)
<事業費> 191,778,627円
(感染症対策備品購入補助金 256,237円を含む。)

(8) 保健事業

国保被保険者の健康の保持増進、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進し、医療費の適正化を図るために、特定健康診査及び特定保健指導、データヘルス計画の推進、脳ドック検診、はり・きゅう助成、レセプト点検、後発医薬品(ジェネリック)の利用促進、重複受診者等への訪問指導等の事業を実施した。

<事業費> 特定健康診査等事業費 76,552,183円
保健衛生普及費 12,661,991円
はり・きゅう助成事業費 14,701,260円
医療費適正化特別対策事業費 10,042,034円

(9) 母子保健相談支援事業

妊産婦や乳幼児期に切れ目のない支援を提供するため、平成30年10月に保健センター内に子育て世代包括支援センターを開設した。保健師、看護師の専門職員4名を配置し、家族から支援を受けられず孤立する妊産婦や何らかの問題を抱えるハイリスク妊婦等に対し、母子健康手帳の交付時からきめの細かい支援を行うことで、出産後にも切れ目のない支援が図られた。また、子育て支援課内にサテライトを設けたことにより、転入者にはワンストップのサービスが提供できたことに加え、保育園等関係機関との連携強化にもつながった。

【保健センター内】

母子健康手帳発行時健康相談 835件、一般妊婦電話相談 延1,219件

ハイリスク妊産婦支援計画策定 239件

ハイリスク妊産婦支援（電話相談336件、家庭訪問44件、来所相談27件）

【子育て支援課内サテライト】

電話相談 101件、家庭訪問 53件、来所相談 287件、転入時手続 268件

他機関連絡 379件

ハイリスク妊産婦支援会議 23回、特定妊婦連絡会 12回

<事業費> 10,105,237円

(10) 産後ケア事業

出産後の心身の不安定な時期に、家族等から産後のサポートを得られにくい育児支援が必要な母子を対象に、医療機関において助産師等の専門職によるサポートを行った。専門職の支援・ケアにより、母体の体力の回復や精神的な安定を図ることができ、その後の育児に対する負担の軽減、自信の獲得につなげることができた。

利用者 15組 延65日

<事業費> 2,083,060円

(11) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする高齢者が地域で自分らしい生活を最後まで続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、地域における医療及び介護に関するサービス資源の把握、課題の抽出及び対応策の検討、関係者間の情報共有や研修、地域住民への普及啓発等を行い、医療関係者と介護関係者が相互の業務範囲を理解することができたとともに、市民に対しても在宅でできる医療・介護についての理解を深めることができた。

<事業費> 2,741,950円

4 使用料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
総合福祉センター使用料	3,172,041	3,172,041	0	0
自動販売機設置使用料 (総合福祉センター)	103,194	103,194	0	0
老人ホーム費負担金 (慈光園入所者負担金等)	21,282,311	21,282,311	0	0
老人ホーム措置費負担金	2,775,210	2,775,210	0	0
多目的広場使用料	32,811	32,811	0	0
児童福祉施設費負担金 (私立保育所保育料等)	324,717,261	318,094,340	758,685	5,864,236
公立保育所保育料、広域入所負 担金、一時・延長保育使用料	56,382,080	55,772,970	100,260	508,850
公立保育所使用料(人件費)	71,077,000	71,077,000	0	0
別子保育園保育料	24,000	24,000	0	0
保育所保育料督促手数料	124,400	124,400	0	0
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者負担金	192,000	192,000	0	0
生活保護費徴収金督促手数料	100	100	0	0
子ども広場使用料	1,861	1,861	0	0
健康診査等個人負担金実費徴収金	388,900	388,900	0	0

5 介護保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額	
介 護 保 険 料	現年度分	2,633,351,410	2,616,011,349	99.3%	0	17,340,061
	滞納繰越分	41,652,228	16,040,770	38.5%	8,203,051	17,408,407
	計	2,675,003,638	2,632,052,119	98.4%	8,203,051	34,748,468
督 促 手 数 料	-	415,200	415,600	-	-	△400

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

6 国民健康保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
国民健康 保険料	現年度分	1,890,632,800	1,800,108,058	95.21%	13,720	90,511,022
	滞納繰越分	145,867,324	64,466,657	44.20%	25,809,015	55,591,652
	計	2,036,500,124	1,864,574,715	91.56%	25,822,735	146,102,674
督 促 手数料	-	1,097,380	1,097,380	-	-	0

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

7 後期高齢者医療保険料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
後期高齢 者医療 保険料	現年度分	1,231,314,940	1,228,562,130	99.78%	0	2,752,810
	滞納繰越分	9,489,710	5,963,649	62.84%	435,450	3,090,611
	計	1,240,804,650	1,234,525,779	99.49%	435,450	5,843,421
督 促 手数料	-	190,400	190,600	-	-	△200

(注) 収入済額には、還付未済額を含む。

8 指摘事項及び回答内容 (回答は令和3年1月7日付け)

(1) 新居浜市総合福祉センターの管理に関する基本協定書について

新居浜市総合福祉センターの指定管理に当たって、新居浜市は新居浜市社会福祉協議会と令和元年度から令和5年度までの基本協定を締結している。当基本協定の仕様書において、総合福祉センター内のはげみ園の指定管理の経費について、「児童発達支援事業の実施に当たっては、児童福祉法に基づく通所給付費及び指定管理料等により実施する。」としている。

しかし、現状は新居浜市及び新居浜市社会福祉協議会の間では、令和元年度からはげみ園の運営は通所給付費等で運営し、指定管理料は支払わない旨両方で合意しており、令和元年度ははげみ園の指定管理料は支払われていない。

指定管理に関する基本協定書は、施設の管理運営の基本となるものであり、実態に即した基本協定に改めるとともに、今後、基本協定書を締結する際には細部まで十分確認するよう留意されたい。

(地域福祉課)

<回答>

新居浜市総合福祉センターの指定管理に関する基本協定書については、実態に即した基本協定に改めます。また今後は、基本協定書を締結する際に細部まで十分確認するよう管理職を含めたチェック体制の構築を図ってまいります。

(2) 社会福祉協議会の事業収支と福祉事業の効率的推進について

本市は福祉事業の多くを指定管理者制度及び業務委託等の形で新居浜市社会福祉協議会に委ねており、同協議会に対し指定管理料及び業務委託料として総額3億円を超える委託費を支払っているほか、運営事業補助金として約5,100万円を支給している。こうした地方自治体から社会福祉協議会（以下「社協」という。）に対し支払われる委託費や補助金及び各社協の事業活動支出の内訳は社協間で相当の差異があり、現に近隣社協の事業活動収支は本市社協とかなり異なっている。

については、近隣自治体をはじめとした類似規模の地方自治体における社協の事業活動収支の内訳や事業運営体制等を調査、研究し、他から学ぶことによって、市と社協との協力体制や業務推進面での重複回避等、福祉事業の運営改善に資するヒントが得られる可能性もあるのではないと思われる。新居浜市社会福祉協議会の協力を得つつ他の自治体・社協の実態把握に努め、学ぶべきところを積極果敢に学び、取り入れることによって本市福祉事業全体の効率的推進を図りたい。

(介護福祉課、地域福祉課、生活福祉課、地域包括支援センター、子育て支援課)

<回答>

新居浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）へ指定管理・業務委託を行っている事業の運営及び執行状況については、福祉部関係課と市社協間で開催している福祉連携協議会において意見交換を行っており、令和元年度からは市社協全体の決算と関連した協議にその内容を深めてきました。また、令和2年度からは、新居浜市地域福祉推進計画策定等の関係もあり、双方の事務局間で他市との財務状況の比較、補助事業・委託事業を中心とした市社協の個別事業の全般的な決算状況の把握を進めているところです。

近隣自治体等の実態については、それぞれの成り立ち・条件・行政方針等の違いにより相当の差異があり、容易に比較できるものではありませんが、ご指摘のように、取組や組織体制等で参考になるものは取り入れる姿勢で、福祉連携協議会の協議及び事務局間の検討を図ってまいります。

(3) 高齢者福祉施策の推進体制について

高齢者福祉に係る施策は、介護福祉課、地域包括支援センター、保健センターなど福祉部内の所管課や事業運営に当たっている新居浜市社会福祉協議会、更には社会教育事業を所掌する教育委員会事務局など多部門において計画、実施されており、施策の全体像を把握し難い上、個別施策の有効性、効率性等についても評価し難い。

については、高齢者福祉に係る諸事業の所掌を可能な限り特定の課に集約し、複数の担当部門や施設で実施されている同種事業の絞り込みや、事業間の優先度の明確化、業務委託（指定管理者制度を含む。）の内容見直し等事業の効率的推進を図ることができないか、関係課間で協議されたい。

(介護福祉課、保健センター、地域福祉課、生活福祉課、地域包括支援センター)

<回答>

高齢者福祉に係る施策の内、介護予防や高齢者の保健事業等の健康関連施策については、総合的な企画、調整に取り組む「健康政策課」の新設を要望しており、実現すれば専門的な視点で集中的に、本市の健康課題の調査分析及び各事業の検証を行い、庁内外の関係課所・

機関との連携・協働により、成果が期待できる事業に集約を図ってまいります。また、健康関連施策以外の高齢者福祉施策については、介護福祉課が「高齢社会対策に係る企画調整に関すること。」を所管していますが、限られた人員で、多くの事業を実施しながら、高齢者福祉に関係する事業の全体を俯瞰し、同種事業の絞り込みや、優先度の明確化等の調整を行うのは困難と思われますので、人員の増員の要望、または組織の見直しを検討いたします。

(4) 大島における救急船の配備業務について

大島における救急船の配備業務は、夜間等に大島で救急患者が発生した場合の緊急時に備え、患者を搬送するために大島連合自治会に救急船の確保を委託する事業であるが、平成28年度以降の実績を見ると、搬送回数は40回であったが、救急船を利用したのは夜間1件のみである。残りについては、渡海船の運行時間内での搬送が29回、運行時間外での搬送が10回となっており、救急患者の搬送は、ほとんどが渡海船で対応している状況となっている。

これは、渡海船と救急船の役割分担がはっきりと決められてないことや、緊急時の連絡先が大島連合自治会長一人しか設定されていないこと、使用が想定される救急船の船長名や船についての情報が明確にされていないこと等が原因と考えられる。

大島で急病、けがなどによる救急患者が発生した際に、一刻も早く医師による医療を開始できるよう、関係各課と協議を行い、搬送体制の見直しをされたい。

(保健センター)

<回答>

大島における救急船の配備業務については、委託先である大島連合自治会に緊急時の連絡先等を確認し、緊急時に対応できるよう協議いたします。

教育委員会事務局及び学校その他の教育機関

1 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の主な事務事業

(1) 社会教育課

- ア 教育委員会の会議及び庶務に関すること。
- イ 職員（県費負担教職員を除く。）の任免、給与、分限、褒賞、懲戒、服務、福利及び厚生並びに定数配置に関すること。
- ウ 社会教育施設の設置及び廃止に関すること。
- エ 社会教育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- オ 成人教育及び家庭教育の学級、教室、講座等の開設事務、運営指導及び調整に関すること。
- カ 社会教育指導者の育成及び社会教育関係団体の育成指導に関すること。
- キ 公民館、交流センター、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、図書館、別子ハイツ自然学習館及び青少年センターに関すること。
- ク 青少年健全育成の推進に関すること。
- ケ 学校及び生涯学習センター若宮学習館の体育施設開放の事務及び運営指導に関すること。
- コ 学校及び生涯学習センター若宮学習館の体育施設開放に伴う使用許可及び使用料収納に関すること。

(2) 学校教育課

- ア 学校及び幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- イ 学校施設及び幼稚園施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- ウ 学校及び幼稚園の管理運営の指導に関すること。
- エ 児童・生徒の就学事務に関すること。
- オ 県費負担教職員の人事、給与、福利及び厚生事務に関すること。
- カ 就園奨励関係事務に関すること。
- キ 就学援助事務及び奨学資金事務に関すること。
- ク 学校保健及び学校安全に関すること。
- ケ 放課後児童健全育成事業等の実施に関すること。
- コ 地域、学校及び家庭の協働及び連携に関すること。
- サ 共同調理場の建設に関すること。

(3) スポーツ振興課

- ア 体育施設の設置及び廃止に関すること。
- イ 体育施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- ウ 市民スポーツの振興に関すること。
- エ スポーツの指導者等の養成及び資質の向上並びにその活用に関すること。
- オ 体育及びスポーツの行事の企画、運営及び指導に関すること。
- カ 体育施設の使用許可及び使用料収納に関すること。

(4) 文化振興課

- ア 文化施設の設置及び廃止に関すること。

- イ 文化施設の管理、営繕及び保安に関すること。
- ウ 芸術文化の振興に関すること。
- エ 文化財の保存活用に関すること。
- オ 新居浜市美術館及び広瀬歴史記念館に関すること。
- カ 文化施設の使用許可及び使用料収納に関すること。
- キ 公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に関すること。

(5) 学校給食課

- ア 学校給食に関すること。
- イ 共同調理場に関すること。

(6) 発達支援課

- ア 特別支援教育に関すること。
- イ 発達支援に関すること。

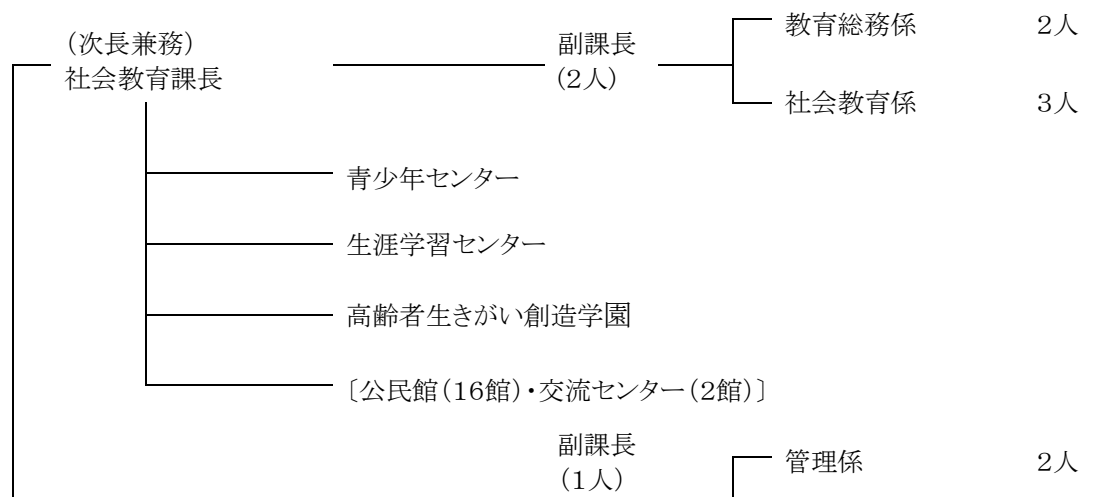
(7) 人権教育課

- ア 人権教育の計画、運営及び指導に関すること。
- イ 人権教育に係る資料の作成並びに教材及び教具の整備に関すること。
- ウ 人権教育講座、研修等の開設、運営及び指導に関すること。
- エ 地域改善対策奨学金事務に関すること。
- オ 人権教育研究協議会等関係団体との連絡調整に関すること。

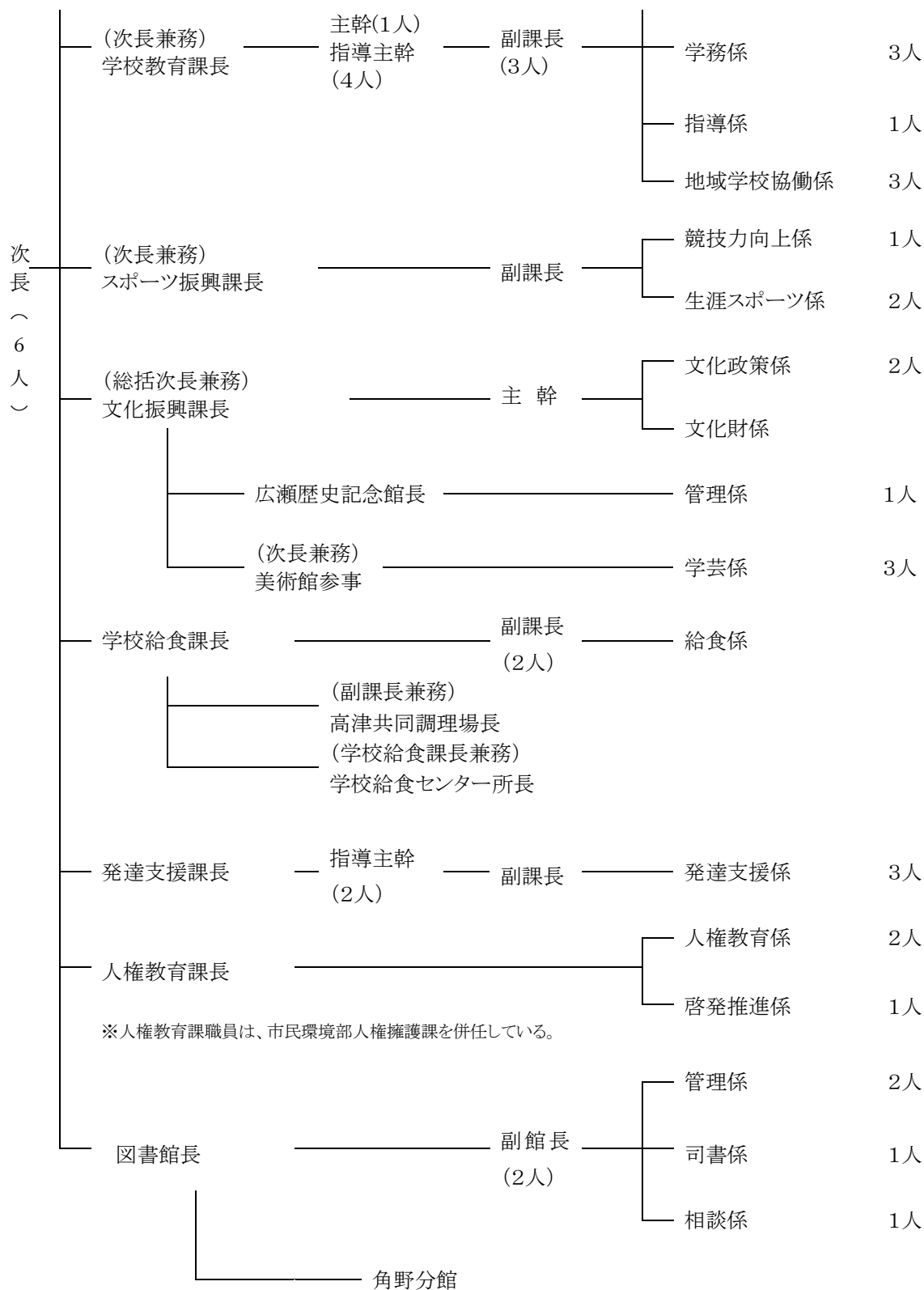
(8) 図書館（別子銅山記念図書館）

- ア 図書館資料の収集、整理及び保管に関すること。
- イ 資料を市民の利用に供し、その利用のための相談に応ずること。
- ウ 読書会、研究会、講演会等の開催、奨励に関すること。
- エ 分館の管理運営に関すること。
- オ 自動車文庫青い鳥号の巡回に関すること。

2 職員の配置状況 66人（令和2年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



事務局長
 総括次長
 教育力向上推進監（次長兼務）



<幼稚園・小学校・中学校・公民館の職員配置状況>

(1) 幼稚園 (令和2年5月1日現在)

(単位：人)

区分 幼稚園名	園児数	職 員 数		
		教 員	生活介助員	再任用 (短)
王 子	28	3 (1)	(2)	
神 郷	19	2 (1)	(2)	1
計	47	5 (2)	(4)	1

注 () 内は、会計年度任用職員を示す。

(2) 小学校 (令和2年5月1日現在)

(単位：人)

区分 学校名	児童数	職 員 数 (市費)					
		調理員等	栄養士	用務員	事務職員	生活介助員	計
新居浜	174	1 (4)	(1)	(1)		(3)	1 (9)
宮 西	217	1 (4)	(1)	(2)		(2)	1 (9)
金 子	635	2 (5)		(2)		(6)	2 (13)
金 栄	419	1 (5)	(1)	(2)		(4)	1 (12)
高 津	636			(2)		(11)	(13)
浮 島	123	1 (3)	(1)	(2)		(4)	1 (10)
惣 開	340	1 (5)	(1)	(2)		(2)	1 (10)
垣 生	240	1 (4)	(1)	(2)		(1)	1 (8)
神 郷	536	2 (5)		(2)	(1)	(3)	2 (11)
多喜浜	133	1 (3)	(1)	(2)		(4)	1 (10)
泉 川	588	1 (6)		(2)	(1)	(8)	1 (17)
船 木	375	1 (5)		(2)		(5)	1 (12)
中 萩	867	3 (8)		(2)		(10)	3 (20)
大生院	255	1 (6)		(2)		(2)	1 (10)
角 野	611	2 (6)		(2)		(8)	2 (16)
別 子	4						
計	6,153	19 (69)	(7)	(29)	(2)	(73)	19 (180)

注1 () 内は、会計年度任用職員を示す。

2 調理員等には、給食搬送員を含む。

(3) 中学校 (令和2年5月1日現在)

(単位：人)

区分 学校名	生徒数	職 員 数 (市費)					
		給食配膳員	用務員	指導員	生活介助員	事務職員	計
東	377		(2)	(1)	(7)		(10)
西	208	(3)	(2)	(2)			(7)
南	431	(2)	(2)	(1)	(2)	(1)	(8)
北	192	(2)	(2)	(3)	(2)		(9)
泉 川	247	(3)	(2)	(1)			(6)
船 木	171	(2)	(2)	(1)			(5)
ひびき分校	9					(1)	(1)
中 萩	471	(2)	(2)	(1)	(6)		(11)
大生院	120	(3)	(2)	(1)			(6)
角 野	307	(3)	(2)	(2)	(2)	(1)	(10)
川 東	515	(2)	(2)	(1)	(5)	(1)	(11)
別 子	16		(1)	(1)			(2)
計	3,064	(22)	(21)	(15)	(24)	(4)	(86)

注1 () 内は、会計年度任用職員を示す。

2 給食配膳員は、給食搬送員を含む。

(4) 公民館 (令和2年5月1日現在)

(単位：人)

区分 公民館等名称	職 員 数			
	館長(所長)	主事	主事補	管理人
新居浜	(1)	(1)	(1)	(1)
口屋跡記念	(1)	(1)	(1)	(1)
地域交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)
金 栄	(1)	(1)	(1)	(1)
高 津	(1)	(1)	(1)	(1)
浮 島	(1)	(1)	(1)	(1)
惣 開	(1)	(1)	(1)	(1)
若 宮	(1)	(1)	(1)	(1)
垣 生	(1)	(1)	(1)	(1)
神 郷	(1)	(1)	(1)	(1)
多喜浜	(1)	(1)	(1)	(1)
大島交流センター	(1)	(1)	(1)	(1)
泉 川	(1)	(1)	(1)	(1)
中 萩	(1)	(1)	(2)	(1)
船 木	(1)	(1)	(1)	(1)
大生院	(1)	(1)	(1)	(1)
角 野	(1)	(1)	(1)	(1)
別子山	1		(1)	
計	1(17)	(17)	(19)	(17)

注 () 内は、会計年度任用職員を示す。

3 令和元年度に実施した主な事業

(1) 地域主導型公民館推進費（新しい公民館創造プロジェクト事業）

公民館では、地域の人々が集い、学べる場として、“つどう”、“まなぶ”を事業の柱とし、地域の課題解決を目指しており、公民館を地域の人々が気軽に集う場となるように、事業内容を見直しながら各種事業に取り組んだ。

小学校と連携した事業を実施することで、大勢の子どもが集まる機会を提供する地域も増えてきた。また、地域の大人も事業に関わるなど子どもから大人までが公民館を身近な存在と感じられるようになってきた。

<事業費> 8,539,119円

(2) 小中学校空調整備事業（公共）

すべての小・中学校の全普通教室、理科室などの特別教室へ空調設備を整備した。子ども達の健康管理に寄与し、快適な学習環境を確保することができた。

<事業費> 1,487,012,324円

内訳

【小学校】 849,739,000円

【中学校】 637,273,324円

(3) ふるさと学習推進事業費

市内の小学5、6年生及び中学1年生（一部の学校は中学2年生または3年生）が東温市の坊っちゃん劇場において上映していた別子銅山を舞台としたミュージカル「瀬戸内工進曲」を観劇した。ミュージカルを学習材料として活用したことにより、新居浜市の産業発展と環境問題解決の歴史を演技や音楽等を通して学習することができ、ふるさとへの愛着や誇りを持つ意識を高めることができた。

<事業費> 11,017,706円

(4) 体育施設環境整備事業

スポーツに親しむ市民の利便性向上を図るため、老朽化している各施設・設備の維持補修を実施した。令和元年度は、山根公園屋内プール空調設備・外壁改修工事・熱交換器更新工事、東雲競技場リレーゾーンマーキング修正外工事、市営野球場1塁側スタンド入口両開き格子戸修繕工事等を実施した。

また、東雲陸上競技場陸上競技用具、市民体育館重量固定式ラバーダンベル及びダンベルラック等の備品を購入し、市民が利用する体育施設・設備の維持管理及び機能充実が図られた。

<事業費> 44,641,552円

(5) 文化施設環境整備事業

老朽化が進んでいる文化施設、特に市民文化センターの施設整備により、利用環境の改善と利便性の向上を図るため、令和元年度は、市民文化センター本館屋上防水改修工事、市民文化センター本館空調設備改修工事、市民文化センター中ホール照明バトン設備改修工事等を実施した。

また、市民文化センター大ホールの調光・音響設備のリースや舞台照明負荷設備の保守点検業務を実施し、利用者の安全確保と利用環境の改善を図ることができた。

<事業費> 57,748,022円

(6) 総合文化施設の運営

新居浜の歴史、文化、芸術を通して市民が集い交流する場として、平成27年7月の開館以来、施設の管理運営を行うとともに市民の創作、発表、鑑賞等の機会を提供した。

【来館者数】

年 度	人 数 (人)
平成27年度	192,194
平成28年度	227,392
平成29年度	232,090
平成30年度	205,749
令和元年度	224,448

※平成27年度は、7月18日開館日からの人数

<事業費> 212,686,007円

- ・総合文化施設管理運営費 176,336,812円
- ・総合文化施設充実費 10,517,878円
- ・新居浜市美術館特別企画展開催事業 20,983,797円
- ・いはいまSDGsアートフェスティバル開催事業 4,847,520円

(7) 給食運営改善事業

購入後10年以上を経過した設備・備品の老朽化及び相次ぐ故障により、学校給食の運営に支障をきたしていることから、器具等の修繕、更新を行うことにより、円滑で衛生的な学校給食の運営が図られた。また、調理作業効率も向上し、安全な作業環境に改善された。

- ・学校給食センターのスチームコンベクションオーブン、揚げ物機、吊下げ式コンテナ消毒装置、オゾン発生装置の更新
- ・食器や老朽化している冷凍冷蔵庫などの厨房器具類の更新等
- ・警報機などのガス設備の更新
- ・厨房器具の修繕

<事業費> 70,959,403円

(8) 発達支援教育充実費

障がいや発達に課題のある子どもが、地域とともに育ち、学び、働き、自立した生活が送れるよう、関わる保育士や教職員等の専門性の向上を図るとともに、障がい理解に向け啓発を行った。また、障がいや発達課題の早期発見、早期支援に向け早期療育通園事業の充実と人材の育成を図った。

- ・地域発達支援協議会の開催（年3回）
- ・保育士や学校教職員対象の各種研修会、講演会の開催（年15回：延べ534人）
- ・心理士等の相談員による巡回相談（年50回：延べ417人）
- ・総合相談及び聴覚相談（延べ2,001回）
- ・早期療育通園事業（ことばの教室、育ちの教室）の実施（延べ実施回数2,458回）他

<事業費> 22,605,442円

(9) 図書館充実費

図書館資料の充実を図るとともに、利用者用コピー機やインターネット端末の設置により市民が必要とする情報提供を行い、利用促進を図った。また、図書館まつりやおはなし会の開催、児童・生徒を対象にした子供読書通帳マラソンの実施のほか、別子銅山に関する本の

解説講座を開講し、地域資料の活用促進と郷土の歴史や文化を次世代へ継承する取組も行っている。

<事業費> 22,533,789円

【図書等購入点数】

	一般用	児童用	計	A V 購入 点数
本館	5,199	2,514	7,713	213
移動図書館	727	683	1,410	
角野分館	884	650	1,534	
計	6,810	3,847	10,657	213

4 幼稚園保育料の調定収入状況

(単位：円)

幼稚園名	調定額	収入済額	収入未済額	備考
王子	743,790	743,790	0	
神郷	901,350	901,350	0	
計	1,645,140	1,645,140	0	

5 使用料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調定額	収入済額	収入未済額
市民体育館使用料	1,928,050	1,928,050	0
東雲市民プール使用料	1,509,396	1,509,396	0
テニスコート使用料	5,571,390	5,571,390	0
山根公園屋内プール使用料	5,471,050	5,471,050	0
山根市民グラウンド使用料	122,720	122,720	0
山根総合体育館使用料	4,062,153	4,062,153	0
市営野球場使用料	653,770	653,770	0
市営サッカー場使用料	1,163,690	1,163,690	0
多喜浜体育館使用料	1,173,371	1,173,371	0
文化振興会館使用料	1,021,162	1,021,162	0
自動販売機設置使用料（体育施設）	3,767,892	3,767,892	0
自動販売機設置使用料（文化施設）	592,606	592,606	0
市民文化センター施設使用料	9,860,408	9,860,408	0
美術館観覧料・使用料	4,919,400	4,919,400	0
広瀬歴史記念館観覧料・使用料	3,028,310	3,028,310	0
自動販売機設置使用料（広瀬歴史記念館）	226,364	226,364	0
学校施設開放使用料	3,292,400	3,292,400	0

自動販売機設置使用料（公民館）	1,500,221	1,500,221	0
別子ハイツ自然学習館使用料	483,595	483,595	0
自動販売機設置使用料 （高齢者生きがい創造学園）	72,127	72,127	0
図書館ティールーム使用料	342,378	342,378	0
教職員住宅使用料	346,378	346,378	0
公民館敷地使用料	50	50	0

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和3年1月28日付け）

（1）放課後児童クラブ実費徴収金について

放課後児童クラブ実費徴収金について、毎月の調定・収納関係の決裁がとられておらず、調定・収納関係及び調定収入通知書等の簿冊も監査資料の簿冊目録に登載されていない。

放課後児童クラブ実費徴収金については、財務会計システム及び独自のシステムにより、調定及び収納等について事務処理をしているとのことであるが、調定、納入の通知及び収納について、会計規則及び教育委員会事務局等決裁規程にのっとり適正な事務処理を行うよう改められたい。

（学校教育課）

<回答>

放課後児童クラブ実費徴収金については、電子システムの個人台帳とシステムから出力される月次リストをもとに、調定収入通知書を作成し、決裁を受け、管理してまいりましたが、今後は、調定額・収納額ごとの決裁を作成するとともに、調定収入通知書関係の簿冊を整備し、適正管理をしてまいります。

（2）社会教育の効率的推進について

高齢者や青壮年など一般市民を対象とした社会教育は、生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園のほか公民館や女性総合センターなど多くの公共施設を利用して複数の所管部門により実施されているが、利用者は近年減少ないし横ばいの状況が続いている。こうした状況を踏まえ、平成30年度定期監査において、社会教育の推進体制及びカリキュラムの編成を総合的に見直し、受講者の増加と社会教育に要する総費用の低減を併せ実現することができないか、関係者間で協議、検討するよう指摘したが、実効性が向上しているように見受けられない。

限られた財源の中で、高齢者を中心とした社会教育の充実と費用の低減という困難な課題をどのようにして両立させていくか、事業推進組織の集約・統合や民間への移管の可能性、受講料の見直し等社会教育の効率的推進に資する対策について、関係者間で協議、検討を深められたい。

（社会教育課、社会教育課（生涯学習センター、高齢者生きがい創造学園、各公民館））

<回答>

生涯学習センター及び高齢者生きがい創造学園等の社会教育施設での講座につきましては、管理者同士が協議し、生涯学習大学は座学中心、高齢者生きがい創造学園は実技中心

の講座とするなど、お互いに差別化を図りながら実施しております。

講座の受講料につきましては、令和2年度に高齢者生きがい創造学園は前年度比で1.1倍となる改定を、生涯学習大学につきましては、令和3年度に改定を行う予定としており、基本的に受講料収入で、講座が開設できるように対応しているところです。

今後、社会教育の効率的な推進を図るため、まずは、社会教育課、高齢者生きがい創造学園及び生涯学習センターの三者で、講座内容等について精査を行い、重複がないよう役割分担を明確にし、将来的には施設の統合等についても視野に入れながら、効果・効率的な事業推進を図ってまいります。

(3) 生きた英語教育の推進について

本市では「語学指導等を行う外国青年招致事業」(JETプログラム)に基づき、11名の外国人指導助手(以下「ALT」と言う。)を招致し、年間約6,200万円(令和元年度実績)の事業費をかけて、市内の小中学生に対する生きた英語教育を推進している。ALTの資格要件は母国語が英語の大卒者という程度であり、ALTを対象とした全国調査等によると、中には児童・生徒との日常的な交流に消極的な人や、日本人教員とのチームティーチングの効果が発揮されていないケースがあるなど、期待されている成果を十分収めていないのではないかと指摘もある。

については、事業の成果をできるだけ定量的、客観的に把握するとともに、個々のALTの能力を適切に評価し、その能力を最大限に引き出すための支援策等について組織的に協議、検討する場を設けるなど、当事業が市内小中学生の生きた英語力向上に更に大きな成果をもたらすよう、推進対策の強化に努められたい。

(学校教育課)

<回答>

ALTについては、文化の違いや個人の性格などもあり、日本で重んじられる礼儀や協働の姿勢などについて、求められることと本人の行動にギャップが感じられることもあります。月1回行われるALTミーティングなどにおいて、ALTとしての姿勢や授業方法、授業以外での活躍方法などについて指導や助言をしております。

今後は、組織的に協議・検討する体制を構築するとともに、学校とALTが協働しながら授業改善や研究を進めることができる研修の場を設定し、事業の推進に努めてまいります。